

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月27日
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	Trils Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 均
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 (3221) 0211
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小出 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 (3221) 0211
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小出 美紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年3月23日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円（うち普通配当12円、記念配当3円）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
2. 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。
3. 取締役会の機動的な開催のため、取締役の全員が同意した場合には取締役会の招集手続を省略することができることを変更案第25条第2項のとおり明示するものであります。
4. その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、池田均氏、佐藤有希子氏、関光江氏の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高井章吾氏、西村利行氏、櫻井康史氏の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、根本修一郎氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額500百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めるものであります。

第8号議案 取締役に対するストックオプションの報酬額及び具体的内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）のストックオプションの報酬額を年額100百万円以内、監査等委員である取締役のストックオプションの報酬額を年額5百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	33,980	349	21	(注)1	可決 92.27
第2号議案	33,935	408	7	(注)2	可決 92.11
第3号議案					
池田 均	33,639	704	7	(注)3	可決 91.31
佐藤 有希子	33,854	489	7		可決 91.89
関 光江	33,852	491	7		可決 91.88
第4号議案					
高井 章吾	33,883	461	6	(注)3	可決 91.97
西村 利行	33,867	477	6		可決 91.92
櫻井 康史	33,893	451	6		可決 91.99
第5号議案					
根本 修一郎	33,876	469	5	(注)3	可決 91.94
第6号議案	33,288	1,057	5	(注)1	可決 90.35
第7号議案	33,315	1,030	5	(注)1	可決 90.42
第8号議案	33,080	1,265	5	(注)1	可決 89.78

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上